

バーベキュー場の人数制限について

新型コロナウイルス感染防止対策として、大潟浦園地及び南原園地バーベキュー場の利用上限人数を4人としていましたが、令和3年12月1日(水)より8人といたします。なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては御予約いただいても利用を停止させていただく場合がございます。

問合せ先

担当：八丈支庁土木課管理担当

電話：04996-2-1114